令和７年度
国立市住宅省エネルギー化補助制度の手引き

地球温暖化対策の一環として、市内の住宅に窓の断熱改修もしくは屋根の高反射率塗料（遮熱塗料）の塗装を行う市民の方、市内の分譲マンション共用部分のLED照明への改修工事を行う管理組合に対して、これらの工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、販売、賃貸を目的とした住宅は補助対象外となります。

※工事完了後の申請です（事前に要件等を必ず確認してください）。

１．補助対象工事について

※令和７年度の変更点

- **（1）窓、（2）屋根・屋上　の補助対象者が、市内在住者のみとなりました。**
- **（1）窓　について、熱貫流率の要件が「２．３W／㎡・K以下」となりました。**

（1）窓の断熱改修

＜補助金額＞　**施工費用の20%　上限　80,000円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

※補助対象となる経費は、次ページの「補助対象経費一覧表」をご参照ください。

＜要件＞

・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする改修であること

・扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること

・断熱改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率２．３W／㎡・K以下であること

（2）屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装

＜補助金額＞　**施工費用の20%　上限　40,000円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

※補助対象となる経費は、次ページの「補助対象経費一覧表」をご参照ください。

＜要件＞

・既存住宅の屋上や屋根の全面（太陽光発電システム、太陽熱発電システム及び太陽熱温水器が設置されており、その下の部分の塗装が難しい場合は、その部分を除いた全ての面）を塗装すること

・国内の第三者機関（一般社団法人日本塗料検査協会、環境省ＥＴＶ）における日射反射率（近赤外線日射反射率）の測定値が５０％以上であること

（3）集合住宅共用部の照明のLED化改修工事

＜補助金額＞　**施工費用の20%　上限　200,000円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

＜要件＞

・分譲マンション共用部分照明をLED照明以外からLED照明へ改修する工事であること

・管理組合の総会等で決定していること

◆国や東京都等の同種の補助金の交付を受けている場合は、それらの合計と市の補助金額が工事費用を上回らない範囲で算定します。なお、市から国等に照会することがあります。

◆「（１）窓の断熱改修」、「（２）屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」における補助対象経費一覧表

	費目	項目
補助対象経費	材料費	高断熱窓・ガラス、遮熱塗料の購入に必要な経費（下記のもの） ・窓・ガラスの製品代、塗装の塗料代 ・内窓取り付けに必要な額縁、ふかし枠部材費用 ・カバー工法によるサッシ製品代 ・コーキング（内窓と窓枠設置のための接着剤）
	工事費 （施工費）	高断熱窓の設置、遮熱塗装と不可分の工事に必要な経費（下記のもの） ・取付費 ・高断熱窓の設置の際の外部シーリング、内部シーリング代 ・遮熱塗装の際の洗浄代（屋根・屋上分）、縁切り代、タスペンサー作業代 ・仮設足場費 ・養生費 ・搬入費（運搬費）
補助対象外経費	高断熱窓の設置、遮熱塗装と直接関係しない工事に係る経費（上記補助対象経費以外のもの。下記はその内、一部の例示。） ・網戸、雨戸、シャッターの付属部材費 ・クロス、フローリングの仕上げ材 ・オプションで取り付けたもの ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費 ・清掃費 ・美装費 ・諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費 ・調査費、管理費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振り込み手数料　　等	

２．申請条件・対象者

◆申請する方は、補助金の交付申請日において以下の全ての要件を満たす必要があります。

要件	内容
1	＜（1）窓の断熱改修、（2）屋根・屋上の塗装工事の場合＞ ・市内に住所を有する者であって、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅に対象工事を行い、申請を行う年度において完了したもの ＜（3）集合住宅共用部の LED 照明工事の場合＞ ・市内の分譲マンション等の管理組合であって、マンションの共用部分の照明を LED 照明以外から LED 照明に変更する工事を行い、申請を行う年度において完了したものであり、工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していること。
2	・納期の到来している市税を完納していること
3	・工事において設置する窓・使用する塗料及び LED 照明は、未使用のものであること
4	・工事を行った住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する者がいる場合は、工事について当該所有権を有する者全員の同意を得ていること
5	・市のアンケートに協力すること

３．申請の手続き・流れ

・・・申請者　・・・市役所

窓・塗装・LED 化工事完了
補助対象工事が完了している。

申 請 書 の 提 出
令和７年４月１日～令和８年３月 31 日
申請書、必要書類を作成し、市の窓口（郵送可）に提出する。

※申請内容に不足不備があった場合、担当者より連絡しますので、ご確認のうえ再度提出しなおしてください。書類が整った時点で再受付とし審査を開始します

申請書の受付・審査
書類確認後、提出順に受け付けます。
必要に応じて現地確認を行います。

１か月程度

交付（不交付）決定
交付(不交付)決定通知書を郵送します。

補助金請求
補助金交付請求書【第４号様式】を提出する。申請書の提出時に仮提出することができます。
（補助金の請求と交付 P5 参照）

補助金交付
指定口座に補助金を振り込みます。
（請求書提出後１か月程度）

４．補助金交付申請について

◆申請受付期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。ただし、交付決定額の総額が予算額の上限に達した時点で申請の受け付けを終了します。その場合も書類は返却しかねます。

◆「窓の断熱改修」、「屋根・屋上の塗装工事」の申請は、同一世帯につき年度内それぞれ１回限りです。

（例）**・同一年度内に窓の断熱改修の補助を 2 回申請することは不可。**

・同一年度内に窓の断熱改修の補助、屋根・屋上の塗装工事の補助を、各 1 回ずつ申請することは可。

※ 2 世帯住宅の取り扱いは、本手引きの最後にある「よくある質問 Q＆A」をご覧ください

◆「集合住宅共用部の LED 改修工事」の申請は、年度に限らず、集合住宅 1 棟につき1回限りの申請までです。

◆補助金の交付申請にあたっては、下記の書類を提出してください。なお、下記に加えて、必要に応じて図面等、他の書類を提出いただく場合があります。

◆各様式は市ホームページからダウンロードできます。

チェック	添付書類	備考
□	国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書 【第 1 号様式】	ホームページからダウンロード可。記入例をご参照ください。 申請手続きを業者等が代行する場合は、手続代行の実務を担う担当者名、法人名、連絡先（TEL、住所）等を必ず記載してください。
□	国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書 【第 4 号様式】	・交付決定された後に提出していただく、補助金の支払いを請求する書類です。 ・申請時に、同時に仮提出することができます。その場合は、日付を記入しないでください。※押印が必要です。
□	地球温暖化対策に関するアンケート	
申請者に関する書類		
□	本人であることを確認できる書類の提示	申請の際、運転免許証、健康保険証等を提示。 （代行申請の場合も、代行者ではなく申請者の身分証の写しを提出してください）
建物に関する書類		
□	建物の登記事項証明書	補助対象工事を施工する住宅のもので、発行後６か月以内の原本またはコピーを提出。東京法務局立川出張所（立川地方合同庁舎６階）にて取得できます。※登記情報提供サービスから印刷したものは不可
□	施工同意確認書（別紙④）	建物所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出してください。建物の所有者、共有者が複数名いる場合は、全員分の同意確認書が必要となります。
工事完了を確認する書類		
□	領収書及び内訳書等の写し	工事に係る費用を支払ったことが分かるものと、その内訳が分かるもの（導入に係る費用の領収書、ローン契約書の写しなど）。 ※領収金額の一部に補助対象工事費用が含まれる場合は、ただし書きに「〇〇工事代金として〇〇円を含む」などと明記する。 ※申請者本人名義のものに限る

チェック	添付書類	備考
窓の断熱改修		
□	別紙①『「窓の断熱改修」に関する帳票』	別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。 補助対象経費については、「１．補助対象工事について」の補助対象経費一覧表をご参照ください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品仕様が記載されたパンフレット及びカタログ。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	施工箇所や施工内容が分かるような平面図等を提出。 ※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	施工前・施工中・施工後の写真	施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください。 ※写真撮影日を記載してください ※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。 ※この他、「６．窓写真撮影時の注意点」もご参照ください。
屋根・屋上の塗装工事		
□	別紙②『「屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」に関する帳票』	補助対象経費については、「１．補助対象工事について」の補助対象経費一覧表をご参照ください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品仕様が記載されたカタログ及び第三者機関の証明書。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	塗装面積算出の根拠資料を提出。
□	施工前・施工中・施工後の写真、塗料缶の写真	施工前・施工中（下塗り、中塗り、上塗り）・施工後の施工箇所の写真、屋根・屋上の全体写真を提出してください（写真撮影日を記載してください）。

チェック	添付書類	備考
集合住宅共用部の LED 改修工事		
□	別紙③『「分譲マンション共用部分 LED 化改修工事」に関する帳票』	別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品仕様が記載されたパンフレット及びカタログ。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	施工箇所や施工内容が分かるような平面図等を提出。 ※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	施工前・施工中・施工後の写真	施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください ※写真撮影日を記載してください。 ※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	管理規約の写し	
□	工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していることが分かる書類	（例）総会資料・議事録など
□	管理組合の現在の理事者が選任されたことを証する書類の写し	

５．補助金の請求と交付について

（1）交付決定通知書を受け取った方は、国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第 4 号様式）を提出してください。請求後、振込み手続きを開始し、請求日から１か月程度で指定口座に補助金を振り込みます。

（２）国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第４号様式）は、交付決定された後に提出する補助金の請求書ですが、補助金の申請時に仮提出することができます。この場合、交付決定と同時に振込み手続きを開始します。なお、不交付決定の場合も返却はいたしません。

６．窓写真撮影時の注意点

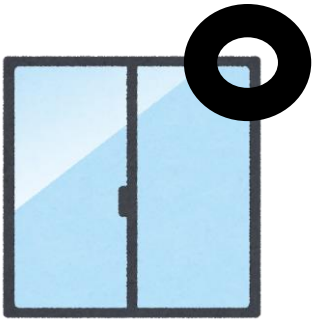

【撮影箇所等】
・施工前、施行中、施工後の各写真は、全て同アングルで
・施工する全ての窓を１箇所毎に
・窓枠を含めた窓全体（窓枠や窓の形状等が確認できること）
・室内側から

【ＮＧな写真】
×カーテン・ブラインド・障子・棚・机・観葉植物等で隠れている部分がある
×ピントが合っておらず不鮮明（ぼやけている）
×画素数が低く、画像が粗い
×モノクロ・セピアモード
×撮影距離が遠すぎる（または近すぎる）
×窓が開いている
×雨戸が閉まっている
×外の光で窓が見えにくい
×複数の窓を遠くからまとめて

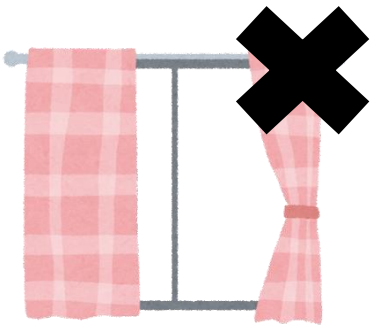

【その他】
・申請時にご提出いただく「施工箇所や施工内容を示す書類」（平面図等）と共通の番号を写真に振る等、対応する箇所が分かるようにしてください。
・撮影日がわかるよう表示してプリントしてください。

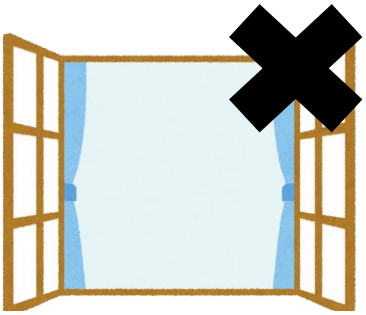

◆写真の不備については、再撮影を依頼する場合がありますのでご注意ください。

７．その他

◆契約を急がせる業者にはご注意ください。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

＜申請･問合せ先＞

〒186-8501　国立市富士見台 2-47-1　国立市　環境政策課　環境政策係
電話　042-576-2111（内線 135、136）　メール　sec_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp

第１号様式

記 載 例

年　　月　　日

市への提出日を記入してください

国立市長　殿

国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書

国立市住宅省エネルギー化補助金の交付を受けたいので、国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。なお、この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳の記録及び市税の納付状況について、必要に応じて公募により確認することに同意します。

国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱に基づく対象工事（該当するものに○をつけてください。）

○	窓の断熱改修		屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装		分譲マンションの共用部分の照明のＬＥＤ化改修工事

申請者

住　所 マンション名	〒186-0003 国立市富士見台2-47-1○○○マンション101	電話番号 042-576-2111 ※日中連絡可能な連絡先
フリガナ	クニタチ　タロウ　・　○○○ｶﾝﾘｸﾐｱｲ　ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｸﾆﾀﾁﾀﾛｳ	
氏　名 ［管理組合申請の場合 管理組合名 理事長名］	個人申請の場合 国立　太郎　・　［管理組合申請の場合 ○○○管理組合 理事長　国立　太郎］	㊞ ※署名の場合は、押印不要
メールアドレス	@	

手続代行者　（手続の代行を依頼する場合は記入してください。）

次の者を補助金の交付に係る手続き代行者として選任します。

住所又は所在地	〒	
氏名又は会社名		電話番号
所属及び担当者名		※日中連絡可能な連絡先
メールアドレス	@	

本人・申請者家族以外が手続きを代行をする場合、実務を行う担当者の連絡先（携帯電話等）を記載してください

工事概要

国への補助申請	☐ 申請済み　☐ 申請予定　☐ 申請			
	補助金名		補助申請額	円
東京都への補助申請	☐ 申請済み　☐ 申請予定　☐ 申請なし			
	補助金名		補助申請額	円
設置場所	国立市富士見台2-47-1			
工事完了日	令和　○○　年　○　月　○　日			
住宅の状況等	☑ 自己所有 ☐ 共有名義であり、共有者全員の同意を得ています。 ☐ 所有権は有していないが、所有者全員の同意を得ています。 ☐ 管理組合であり、工事を行うことについて総会等で決定しています。			

国及び都による補助金の交付を受ける場合は補助金の額の合計が導入経費を超えない範囲での交付になります

領収書の日付です

該当するものにチェックしてください

記 載 例

（別紙①　「窓の断熱改修」に関する帳票）

全て税抜

項目	改修工法（※1）	窓番号（※２）	製品名	熱貫流率	数量	単価（円）	金額（円）
材料費	①	W-1	Low-E複層ガラス	1.71	2	50,000	100,000
合　計（A）							100,000

施工内容の番号を下欄より記入してください（※1）

項目	工事内容	数量	単価（円）	金額(円)
工事費	取　付　費			10,000
	外部シーリング、内部シーリング代			
	養　生　費			
	搬　入　費（運　搬　費）			10,000
合　計（B）				20,000

割引額（C）	
補助対象額（D）＝（A）＋（B）－（C）	120,000

補助金申請額（D×20％）	24,000

（1,000円未満切捨て）

（上限８万円）

※１　改修工法

①	ガラス工法…ガラスのみを交換するこという。
②	カバー工法…既存の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付けることをいう。
③	建具交換…障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換することをいう。
④	外窓交換…既存窓を取外し新しい窓を取付けることをいう。
⑤	内窓の取付…既存窓の室内側に新しい窓を取付けることをいう。

※２　窓番号

平面図・領収書の内訳と共通の番号をふる等、対応する箇所が分かるようにしてください。

※3　「工事費」には、補助対象となる施工箇所のみに係る費用のみ計上してください

記 載 例

（別紙②　「屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」に関する帳票）

全て税抜

項目	屋根塗装	製品名	塗料の日射反射率	塗装面積（㎡）	単価（円）	金額（円）
材料費	下塗り	サーモアイシーラ			600	33600
	中塗り	サーモアイSi			200	00
	上塗り	サーモアイSi	61	56	1200	67200
合　計（A）						168000

施工費用（屋根塗装材料費）とは仕上げとして施工する高日射反射率塗料とその下地となる塗料の材料費のことでウレタン等防水材・洗浄代・タスペーサーや縁切りなどは含まれません

塗装面積は、根拠資料と一致すること

項目	工事内容	数量	単価（円）	金額(円)
工事費	洗 浄 代（屋根・屋上分）			10,000
	縁切り・タスペンサー作業代			
	仮 設 足 場 費			
合　計（B）				10,000

※　「工事費」には、補助対象となる施工箇所のみに係る費用のみ計上してください
（屋根・屋上の塗装のみが補助対象です。外壁塗装は補助対象外です）

割引額（C）	
補助対象額（D）＝（A）＋（B）－（C）	178,000

補助金申請額（D×20％）	35,600

（1,000円未満切捨て）
（上限4万円）

塗料メーカー	日本ペイント
塗料の製品名	サーモアイSi
塗色	クールシルバー
塗料の品質証明を行った第三者機関名	□　社団法人日本塗料検査協会 ☑　環境省環境技術」実施事業（ETVマーク） □

記 載 例

（別紙③　「分譲マンション共用部分ＬＥＤ化改修工事」に関する帳票）

全て税抜

整理番号	交換前（ＬＥＤ以外）				交換後（ＬＥＤ）				金額（円）（ａ）×（ｂ）
	種類（白熱灯・蛍光灯等）	1日当たり点灯時間（h）	消費電力（w）	台数	種類（LED）型番	単価（円）(a)	消費電力（w）	台数 (b)	
例1	蛍光灯	１２時間	27.6W	3台	LED Ｉｇｗ80350LE1	6,400	15W	20	128,000
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合計（A）									128,000
取付工事費（B）									60,000
割引額（C）									
補助対象額（D）＝（A）＋（B）－（C）									188,000

施工箇所や内容が分かる平面図と番号を一致させてください

補助金交付申請額（D×２０％）	37,600

（1,000円未満切捨て）

（上限２０万円）

記 載 例

（別紙④　施工同意確認書）

本書の記入日を記入してください

令和〇〇年〇月〇日

国立市長　殿

（住宅所有者）

建物の所有者、共有者が複数名いる場合は一人一枚確認書を作成してください。

住　　所　国立市富士見台 2-47-1

氏　　名　国立　花子　　㊞

電話番号　042-576-2111

※署名の場合、押印は不要です

施工同意確認書

私の所有する住宅において、国立市住宅省エネルギー化補助金交付事業に係る補助金交付申請者の施工に同意したことを確認します。

記

第 1 号様式（交付申請書）の申請者名をご記入ください。

・申請者氏名　国　立　太　郎

・施工場所　国立市富士見台 2-47-1

・工事の種類

該当するものにチェックしてください。

☑ 窓の断熱改修

☐ 屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装

☐ 分譲マンションの共有部分の照明のＬＥＤ化改修工事

・申請者との関係　☑ 親族、　☐ その他

具体的な関係

（　申請者の妻　）

記 載 例

日付は記入しないでください。

第４号様式

年　　月　　日

国立市長　殿

（請　求　者）

住所又は所在地	国立市富士見台 2-47-1
氏　　名 管理組合の場合 管理組合名・理事長名	国　立　　太　郎　　㊞

管理組合申請の場合
〇〇〇管理組合
理事長　国立　太郎
と記入してください。

第１号様式（交付申請書）の申請者名をご記入ください。
必ず印鑑を押印してください

国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求

年　　月　　日付け　　第　　号により交付

省エネルギー化補助金について、国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱第９条に基づき、下記のとおり請求します。

ゆうちょ銀行の場合は、下記にご注意ください
・口座番号等は通帳の１ページ目下欄をご確認ください
・支店名は数字で表されているため、下記支店名についても数字でご記入ください
・口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」を取り、ご記入ください

以下の口座に振込みを依頼します。

補助金額	８０，０００　　円									
振込指定口座	ゆうちょ　　銀行・信用組合 信用金庫・農協　　００８　　本店 支店 出張所									
	預金種別	普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	クニタチ　ハナコ								
	口座名義人	国　立　花　子								

※原則、申請者本人の口座に限ります。
請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

委　任　状

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受

（請　求　者）　住　所　国立市富士見台 2-47-1

氏　名　国　立　太　郎　　㊞

口座名義人が申請者と異なる場合に、申請者名を記載してください。同一の場合は記入不要です。

よくある質問 Q&A

No.	質問	回答
1	交付申請書はいつ提出すればよいですか？	工事完了後、書類を揃えて申請してください。 （工事前・工事中・工事後の写真が必要ですので、忘れず撮影をされるようにご注意ください） 要件を満たしていない場合は補助金が出ません。補助対象要件は事前にご確認ください。
2	ひと部屋に複数の窓があり、１つは既に断熱化していて、これから残りの窓を施工する場合、補助対象になりますか？	これから施工する窓については補助対象になりますが、既に施工した窓については補助対象外です。また、部屋のすべての窓を断熱化することが要件になるため、既に施工済みの窓が熱貫流率２．３W/㎡・K以下であることが確認できる資料、カタログが必要です。
3	2 階に上がる階段の途中に窓がありますが、補助対象になりますか？	「外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする改修であること」、「扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること」が要件となりますので、これらを満たす場合は補助対象となります。 （例）階段のある空間が壁等で仕切られており、その空間にある窓を全て断熱改修する場合→補助対象
4	自社で JIS 規格を取得していますが、これを第三者機関が発行したものの代わりとすることができますか？	できません。必ず第三者機関の認証書や証明書等を提出してください。（環境省 ETV・日本塗料検査協会以外にも、日本塗料工業会で認証を受けることが可能です。）
5	屋根の内訳面積の根拠となる資料は何ですか？	面積の計算式を示した求積図、平面図をご提出ください（計算式は手書き可） なお、屋根に窓等がある場合は、その面積を差引いたものを補助対象面積としてご申請ください。
6	やむを得ない事情により、施工同意確認書が作成できない場合（当該住宅の所有権を他に有する者が死亡しており、記入ができない場合等）は、どのようにすれば良いですか？	やむを得ない事情と認められる場合に限り、施工同意確認書を提出することができない理由等を記載した理由書を提出いただくことで、申請が可能となります。なお、理由書の参考様式については、市までお問い合わせください。
7	「窓の断熱改修」、「屋根・屋上の塗装工事」の補助金について、二世帯住宅に工事を行った場合、それぞれの世帯で補助申請することは可能ですか？	2 世帯（住民票上の世帯。以下同様）住宅の場合、「１．補助対象工事について」、「２．申請条件・対象者」等、定められた要件をそれぞれの世帯で満たしていれば、各世帯ごとに補助申請することが可能です。 ※申請者が工事費用を支払っている必要があります。 そのため、工事費用はそれぞれの世帯が負担していなければならない（どちらかの世帯がまとめて支払った場合、支払った世帯のみ補助対象になる）ことに、特にご注意ください。

【参考】

≪省エネ改修をした住宅にかかる固定資産税の減額措置≫

平成 26 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅(貸家を除く)について、現行の省エネ基準に適合するように次の条件を満たす省エネ改修工事を行い、工事完了の日から 3 か月以内に申請をした場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

減額の適用を受けるための要件

1. **平成 26 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅(貸家を除く)であり、その家屋の居住部分の割合が 2 分の 1 以上であること。**
2. **令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に施された工事であること。**
3. **改修後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。**
4. **次の 1. 又は 1 を含む省エネ改修工事であること。**
   1.窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等)
   2.床の断熱改修工事
   3.天井の断熱改修工事
   4.壁の断熱改修工事
5. **省エネ改修工事に要した費用のうち、補助金などを除く自己負担分が 1 戸あたり 60 万円超(断熱改修に係る工事費が 60 万円超、または断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円超)であること。**

減額期間および減額措置の内容

対象となる住宅 1 戸あたり(マンション等の区分所有家屋については各専有部分 1 戸あたり)120 平方メートルの床面積相当分までの固定資産税について、翌年度分の税額の 3 分の 1 相当額が減額されます。(当該工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅は、翌年度分の税額の 3 分の 2 相当額が減額されます)

減額を受けるためには、申告が必要です。固定資産税係へ申告してください。
その他、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

課税課固定資産税係　042－576－2111　内線101、102、103